

横浜市景観計画

令和5年1月 横浜市

— 目 次 —

第1編 横浜市における景観形成

- 第1 景観計画の区域 p 1
- 第2 良好な景観の形成に関する方針 p 1
- 第3 景観重要建造物の指定の方針 p 3
- 第4 景観重要樹木の指定の方針 p 3

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

- 第1 区域 p 4
- 第2 良好な景観の形成に関する方針 p 4
- 第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 1 制限対象行為 p 4
 - 2 行為の制限 p 5

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 関内地区全域の方針 p 6
- 2 地区別の方針 p 7

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為 p 8
- 2 届出対象行為から除外する行為 p 8
- 3 行為の制限
 - (1) 建築物及び工作物の形態意匠
 - ア 関内地区全域の景観形成基準 p 9
(低層部のしつらえ・外構、色彩、外壁、中層部・高層部のしつらえ)
 - イ 地区別の景観形成基準
 - (ア) 山下町特定地区 p 15
 - (イ) 馬車道周辺特定地区 p 17
 - (ウ) 日本大通り特定地区 p 18
 - (エ) 関内駅前特定地区 p 19
 - (2) 最高高さ p 20
 - (3) 壁面の位置の指定 p 20
 - (4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限 p 20

第3 景観重要建造物の指定の方針 p 21

第4 景観重要樹木の指定の方針 p 21

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- 1 関内地区全域の制限 p 22
- 2 地区別の制限
 - (1) 山下町特定地区 p 22
 - (2) 馬車道周辺特定地区 p 31
 - (3) 日本大通り特定地区 p 33
 - (4) 関内駅前特定地区 p 35
 - (5) 北仲通り北特定地区 p 36
 - (6) 北仲通り南特定地区 p 38
 - (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区 p 39
 - (8) 海岸通り準特定地区 p 40
 - (9) 関内中央準特定地区 p 42
 - (10) 吉浜町周辺準特定地区 p 44

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1 道路の整備に関する事項 p 45
- 2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準 p 47

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

- 1 道路に関する事項（占用許可の基準） p 48
- 2 都市公園に関する事項（占用許可の基準） p 50

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 みなとみらい21中央地区全域の方針 p 52
- 2 みなとみらい大通り沿道地区の方針 p 52

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為 p 53
- 2 届出対象行為から除外する行為 p 53
- 3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定） p 53

第3 景観重要建造物の指定の方針

p 54

第4 景観重要樹木の指定の方針

p 54

第5 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1 道路の整備に関する事項 p 55
- 2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準 p 55
- 3 港湾施設の整備に関する事項 p 56

第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

- 1 道路に関する事項（占用許可の基準） p 56
- 2 都市公園に関する事項（占用許可の基準） p 56

第3章 みなとみらい2 1 新港地区における景観計画

- 第1 良好な景観の形成に関する方針 p 58

- 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 1 届出対象行為及び特定届出対象行為 p 59
 - 2 届出対象行為から除外する行為 p 59
 - 3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明） p 59

- 第3 景観重要建造物の指定の方針 p 62

- 第4 景観重要樹木の指定の方針 p 62

- 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - 1 屋外広告物共通 p 63
 - 2 屋外広告物の種類ごとの規格 p 64

- 第6 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - 1 道路の整備に関する事項
 - (1) 道路に関する共通事項 p 66
 - (2) 道路ごとの整備に関する事項 p 66
 - 2 港湾施設の整備に関する事項
 - (1) 港湾緑地 p 67
 - (2) 港湾道路の整備に関する事項 p 68

- 第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準
 - 1 道路に関する事項（占用許可の基準） p 69

第4章 山手地区における景観計画

- 第1 良好な景観の形成に関する方針
 - 1 山手地区全域の方針 p 70
 - 2 地区別の方針 p 70

- 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 1 届出対象行為及び特定届出対象行為 p 71
 - 2 届出対象行為から除外する行為 p 71
 - 3 行為の制限
 - (1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア	山手地区全域の景観形成基準（眺望景観の確保、色彩）	p 71
イ	地区別の景観形成基準	
(ア)	山手町特定地区	p 72
(イ)	元町特定地区	p 72
(2)	樹木・緑地の保全	p 73
(3)	最高高さ	p 73
(4)	壁面の位置の指定	p 73
第 3	景観重要建造物の指定の方針	p 74
第 4	景観重要樹木の指定の方針	p 74
第 5	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	
1	山手地区全域の制限	p 75
2	地区別の制限	
(1)	山手町特定地区	p 75
(2)	元町特定地区	p 75
(3)	石川町準特定地区	p 75
第 6	景観重要公共施設の整備に関する事項	
1	道路の整備に関する事項	p 76
2	都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準	p 77
第 7	景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	
1	道路に関する事項（占用許可の基準）	p 78
2	都市公園に関する事項（占用許可の基準）	p 79